

## 秩父地域森林林業活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、秩父地域森林林業活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、秩父圏域の森林の有効活用を通じ、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林施業の効率化に関する事業
- (2) 地域産木材利用に関する事業
- (3) 森林を生かした新事業の創設に関する事業
- (4) 森林分野に関する行動計画の策定
- (5) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成団体、委員)

第4条 協議会の構成団体及び委員は、別紙のとおりとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬等)

第6条 協議会の委員及び幹事会・分科会の委員は、無報酬とする。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、委員の互選により定める。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、この協議会の財産の状況及び決算を監査する。

(協議会決定事項)

第9条 協議会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃等
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 収支予算及び収支決算

- (4) 資産の管理
- (5) 役員を選任
- (6) その他協議会において必要と認めた事項  
(会議)

第10条 会長は、必要に応じ委員を招集し、協議会を開催する。ただし、書面により議案を審査することができる。

- 2 協議会の議長は、会長とする。
- 3 協議会の議決は、出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、議案に対し利害関係を有する委員については、その議案に限り議決権を有しないものとする。  
(幹事会)

第11条 会長は、協議会の運営を円滑に遂行するために、幹事会を組織することができる。

- 2 幹事会は会長が指名した者で構成する。
- 3 幹事会の長は、幹事の互選により選出する。

(分科会)

第12条 会長は、第3条の事業を遂行するために、分科会を組織することができる。

- 2 分科会の長は、会長が指名し、その構成員は分科会の長が指名した者で構成する。

(事務局)

第13条 協議会の事務局を秩父市役所環境部内に置く。

(会計)

第14条 協議会の会計事務等は、秩父地域森林林業活性化協議会会計処理規程に基づき行う。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項は、協議会の議決を経て、会長が定める。ただし、協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

別紙（第4条関係）

構成団体	委員
林野庁関東森林管理局 埼玉森林管理事務所 埼玉県 秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 秩父広域森林組合 秩父木材協同組合 (財)秩父地域地場産業振興センター	林野庁関東森林管理局 埼玉森林管理事務所長 埼玉県秩父農林振興センター所長 秩父市長 横瀬町長 皆野町長 長瀬町長 小鹿野町長 秩父広域森林組合代表理事組合長 秩父木材協同組合長 (財)秩父地域地場産業振興センター事務局長